

令和7年度経営所得安定対策交付金の内容



1 水田活用の直接支払交付金

(1) 戦略作物助成（全国一律）【国】

令和7年産において、主食用米を作付けしない水田に以下の表に定める作物(以下「戦略作物」という)を作付する場合に作付面積に応じて交付される交付金。

- 交付対象者
販売目的で対象作物を生産する販売農家、集落営農が対象。面積の要件はありません。
- 交付対象作物

対象作物	交付単価(10aあたり)	交付要件
麦、大豆、飼料作物	35,000円 (10,000円) ^{*1}	畜産農家等の実需者との利用供給協定を結ぶこと。
WCS用稲	80,000円	※有畜農家の場合は自家利用計画を提出すること。
加工用米	20,000円	実需者と出荷契約を締結すること。
飼料用米、米粉用米	55,000～105,000円 ^{*2}	

※1 多年生牧草について、播種を行わず収穫のみを行う年は10,000円/10aで支援。

※2 飼料用米、米粉用米は収量に応じて交付。飼料用米の一般品種は、標準単価7.0万円/10a(5.5～8.5万円/10a)。令和8年度には標準単価6.5万円/10a(5.5～7.5万円/10a)となる。

(2) 産地交付金【国】【県】【地域】

地域農業再生協議会で作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、対象作物を作付けし、交付要件を満たした場合、作付面積に応じて交付される交付金

- 交付対象者
販売目的で対象作物を生産する販売農家、集落営農が対象。面積の要件はありません。
- 交付対象作物

産地交付金は国から配分額が設定されているため、申請状況等で交付単価を調整する場合があります。

対象作物	交付単価(10aあたり)	交付要件
【地域】ブロッコリー、ねぎ、じゃがいも、たまねぎ、にんじん、ごぼう、べにはるか(認証有)	34,000円前後 (上限35,000円)	出荷伝票を提出すること。
【地域】さつまいも	22,000円前後 (上限25,000円)	出荷伝票を提出すること。
【地域】加工用米取組加算	21,000円前後 (上限25,000円)	取組要件達成の場合のみ。
【地域】飼料用米取組加算	上限13,000円	
【地域】耕畜連携助成	上限11,000円	畜産農家との出荷契約を締結すること。

< 次のページにつづく >

対象作物	交付単価(10aあたり)	交付要件
【地域】二毛作助成	11,000円前後 (上限 15,000円)	二毛作で戦略作物(加工用米除く)を作付した農家。畜産農家等の実需者と利用供給協定又は出荷契約を締結すること。
【地域】加工用米二毛作助成	上限 7,000円	二毛作で加工用米を作付けした農家。実需者と出荷契約を締結すること。
【地域】その他作物助成 (その他野菜、果樹、花卉等)	基幹 上限 13,000円	出荷伝票を提出すること。
	二毛作 上限 9,000円	
【国】そば・なたね助成	(基幹のみ) 20,000円	実需者と出荷契約を締結すること。
【県】飼料用米取組加算	上限 12,000円	販売目的で飼料用米を生産した場合。
【県】米粉用米取組加算	上限 10,000円	販売目的で米粉用米を生産した場合。
【県】加工用米取組加算 (焼酎麴用)	上限 32,000円	焼酎麴用米として契約販売した場合。
【県】加工用米取組加算 (その他用途)	上限 32,000円	焼酎麴用米以外の用途で契約販売した場合。
【県】加工用米規模加算	上限 3,000円	加工用米を1ha以上作付けした場合。
【県】集落営農法人等 高度利用加算	上限 10,000円	集落営農法人等が夏作(主食用米及びWCS用稲を除く)の後作に「野菜」を作付けした場合。

2 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)



令和7年産において、麦、大豆、そば、なたね(油用)の出荷・販売数量のうち、品質区分を確認し、一定以上の格付け数量に応じて交付される交付金(数量払)、作付面積に応じて交付される交付金(面積払)

- 交付対象者
認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象。規模要件はありません。
- 数量払の平均交付単価(参考)
消費税の課税事業者および確定申告していない集落営農には、課税事業者向けの単価を適用。消費税の免税事業者には、免税事業者向けの単価を適用。

対象作物		平均交付単価	交付要件
小麦	課税事業者	5,930円/60kg	播種前に農協等との出荷契約や実需者との販売契約を締結すること。 ※麦芽の原料として使用される麦(ビール用等)、黒大豆、種子用は対象外。
	免税事業者	6,340円/60kg	
二条大麦	課税事業者	5,810円/50kg	
	免税事業者	6,160円/50kg	
六条大麦	課税事業者	4,850円/50kg	
	免税事業者	5,150円/50kg	
はだか麦	課税事業者	8,630円/60kg	
	免税事業者	9,160円/60kg	

< 次のページにつづく >

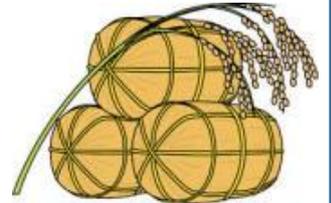
対象作物		平均交付単価	交付要件
大豆	課税事業者	9,430 円/60kg	播種前に農協等との出荷契約や実需者との販売契約を締結すること。 ※麦芽の原料として使用される麦(ビール用等)、黒大豆、種子用は対象外。
	免税事業者	9,840 円/60kg	
そば	課税事業者	16,720 円/45kg	
	免税事業者	17,550 円/45kg	
なたね	課税事業者	7,710 円/60kg	
	免税事業者	8,130 円/60kg	

- 面積払(営農継続支払)の交付単価
20,000 円/10a(そば 13,000 円/10a) ※面積払は、自然災害等で栽培継続が困難でも交付。

3 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

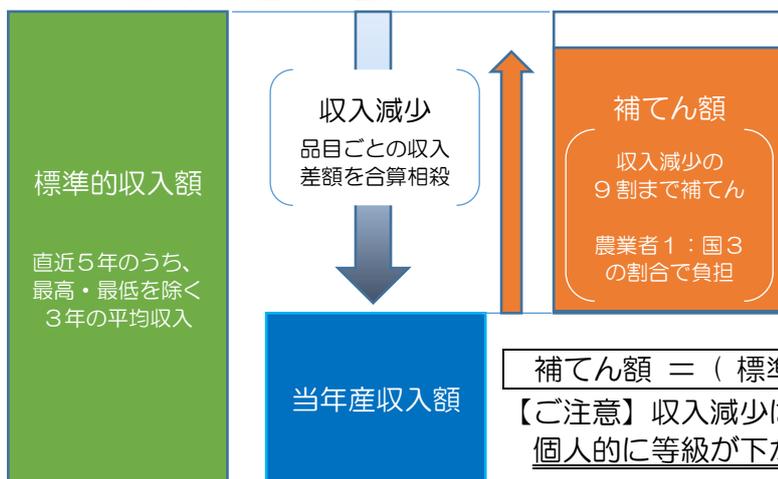
農業者の米、麦、大豆の当年産の販売収入の合計(当年産収入額)が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。

- 交付対象者
認定農業者、集落営農、認定新規就農者。規模要件はありません。
- 対象農産物
米、麦、大豆
※麦芽の原料として使用される麦(ビール用等)、黒大豆、種子用は対象外。
※播種前に農協等との出荷契約や実需者との販売契約に基づき生産されたものが対象。



ナラシ対策の仕組み(イメージ図)

[農業者単位で算定]



- 補てんの財源は、
農業者1：国3の割合で負担します。
このため、補てんを受けるには、
積立金の拠出が必要となります。
- 積立金の残額は、翌年産に繰り越され、
「掛け捨て」にはなりません。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 9割$$

【ご注意】収入減少は、県内全域の状況で判断します。
個人的に等級が下がり販売額が安くなっても考慮されません。

都道府県等地域単位の単収・価格データを用いて10a当たり収入額を算定し、これに加入者の生産面積を乗じて算出します。

- ナラシ対策の加入申請期間【令和7年4月1日～6月30日】
交付申請書に令和7年産の米、麦、大豆等の生産予定面積等を記入し、再生協議会へ提出する。
- 農業共済との関係
自然災害等による収穫量の減少を補償する農業共済と、価格が下落した際などに収入減少を補てんするナラシ対策は、両方に加入することで万全なセーフティネットとなります。

経営所得安定対策交付金を申請される農業者の皆様へ



(1) 立入調査の実施等について

経営所得安定対策において、交付金が適正に交付されているか等の確認を行うために、国の職員が現地に出向き申請書類や現地ほ場等の調査を実施しています。

関係書類等は交付申請を行った翌年度から5年間大切に保存していただき、調査への御協力をお願いいたします。

(2) 適切な生産の徹底について（捨てづくりの防止）

交付対象となる作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則となっています。

適切な作付や肥培管理、収穫等が行われていない場合(捨てづくり)や正当な理由無く、出荷・販売をしていない場合及びその他交付要件を満たす取組が行われていない場合は、交付金は交付されません。

既に交付金を支払っていた場合は、返還となりますので御了承ください。

【捨てづくりと判断される事例】

- WCS用稲の作付においてスクミリンゴガイ(通称：ジャンボタニシ)の食害により欠株が多く、周辺のほ場に比べ十分な収量が得られない場合。
- 飼料作物の播種が遅れ、3月末までの収穫が見込めないため、農家自身の判断により収穫を行わず鋤き込んだ場合。

加工用米、飼料用米及びWCS用稲を作付される農業者の皆様へ

加工用米や飼料用米及びWCS用稲は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。主食用米への横流れや交付金の不適切な需給を防止するため、定められた用途に適正に流通させてください。

こんな行為は違反です!!

- 加工用米、飼料用米及びWCS用稲として生産した米を主食用米として販売。
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷。
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に水増しして出荷。

※加工用米・飼料用米を作付する場合、農協等との出荷契約が必要となります。

出荷契約は玄米での数量契約となります。契約した数量分を出荷しない場合、捨てづくりと判断される場合がありますので、必ず契約数量分の出荷をお願いします。